

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年4月26日
【会社名】	オムロン株式会社
【英訳名】	OMRON Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 山田 義仁
【本店の所在の場所】	京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地
【電話番号】	京都(075)344 - 7070
【事務連絡者氏名】	執行役員 グローバル理財本部長 田茂井 豊晴
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地
【電話番号】	京都(075)344 - 7070
【事務連絡者氏名】	執行役員 グローバル理財本部長 田茂井 豊晴
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 849,564,800円 (注) 募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額 (会社法上の払込金額の総額)であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	オムロン株式会社東京事業所 (東京都港区港南二丁目3番13号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2022年4月26日に2022年3月期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）の連結業績の概要を公表いたしました。これに伴い、2022年3月1日付で提出した有価証券届出書の添付書類として当該連結業績の概要を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の追加）

2022年3月期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【参照情報】

（訂正前）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第84期（自2020年4月1日 至2021年3月31日） 2021年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第85期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月6日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第85期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第85期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月10日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年3月1日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を2022年2月1日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年3月1日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2022年3月1日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第84期（自2020年4月1日 至2021年3月31日） 2021年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第85期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月6日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第85期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第85期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月10日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2022年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を2022年2月1日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2022年4月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2022年4月26日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。